

公益社団法人日本表面真空学会 研究部会規程

2019年2月2日理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、研究部会の運営について、研究部会担当理事（以下「担当理事」という）の掌理する必要な事項を規定し、以て会務処理の円滑な運営に資することを目的とする。

(任務)

第2条 担当理事が処理する会務は研究部会の運営の掌理、および研究部会の改廃、設置に関わるものとする。

(研究部会の設置)

第3条 表面・真空科学に密接に関係し、急速な進展が期待される表面・真空科学周辺の研究分野、研究者を本学会の活動に積極的に取り入れることを目的として研究部会を設置する。

2 新規研究部会の設置は公募による提案に基づき、理事会で審議し、議決する。

3 新規研究部会の発足に際しては、学会から2年間にわたり、1部会あたり年間5万円の資金補助を行う。補助金の使途については飲食費に相当する場合は認めない。

4 研究部会の部会長は理事会が指名する。部会長の任期は2年間とする。再任はこれを妨げない。任期途中で部会長が交替する場合には、新たに指名された部会長の任期は前任部会長の残任期間とする。

5 研究部会の構成員は学会会員、および非会員からなる。ただし、非会員は概ね2年以内に学会会員に身分変更することを求める。

6 研究部会は担当理事の承認を得て、研究部会細則を定めることができる。

(研究部会の任務)

第4条 研究部会は本学会学術講演会においてセッションを開くとともに、独自に研究集会を開催し、当該研究分野の研究活動を内外に宣伝し、その発展に貢献する。

(研究部会の活動期間)

第5条 研究部会の活動期間は原則2年とする。以後の研究部会の継続、廃止については2年を単位とし、その都度理事会で審議し、議決する。

(研究部会の活動報告)

第6条 研究部会長は単年度ごとの部会の研究活動、および学会より補助金を受けている場合にはその使途の詳細を年度末に担当理事に提出する。担当理事は概要を理事会に報告する。

(新規研究部会の公募)

第7条 担当理事は、会誌ちらし、学会ホームページ、学会メールリスト等を利用して、広く会員から新規研究部会の公募を実施する。担当理事は新規研究部会提案を理事会に提出し、設立承認の審議に付さなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則 この規程は2019年2月2日から施行し、2019年2月2日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2008/08/23	初版作成	理事会	吉原一紘
2009/02/14	改訂版作成	理事会	吉原一紘
2013/02/02	改訂版作成	理事会	長谷川哲也
2014/04/19	改訂版作成	理事会	藤田大介
2017/05/20	改訂版作成	理事会	中嶋 健
2019/02/02	電子メール審査追記	理事会	道園真一郎